

社会福祉法人三社会役員退職慰労金規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三社会（以下「法人」という。）の常勤役員が退任する場合において、在任中の功労に報いるための役員退職慰労金に関する事項を定めることを目的とする。

(役員退職慰労金)

第2条 常勤の理事長及び理事に役員退職慰労金を支給する。

2 役員退職慰労金の額は、退任時月額報酬に役職別倍率及び在任年数を乗じて得た額とする。

(役職別倍率)

第3条 前条第2項の役職別倍率は、理事長にあっては1.5、理事にあっては1.0とする。

(在任期間の計算)

第4条 在任年数は、就任の月から退任の月までとし、職員を兼務する期間も通算する。

2 1年未満の在任年数は、月割計算とする。

3 役職に異動が生じた在任年数は、異動の月から新役職を適用する。

(減額等)

第5条 次の各号に該当するときは、役員退職慰労金を減額又は支給しない。

(1) 退任に当たり、法人の信用を傷つけ又は在任中知り得た法人の機密を漏らすことにより、

法人に損害を与えたとき

(2) 在任中不都合な行為があり、役員を解任されたとき

(3) その他前各号に準ずる行為があり、理事会において減額ないし不支給を適當と認めたとき

(特別功労金)

第6条 在任中特別の功労のあった役員には、第2条第2項に規定する役員退職慰労金の100分の20の範囲内で特別功労金を支給することができる。

2 特別功労金の支給の有無及び支給額は、その都度理事会において決定す

る。

(端数の処理)

第7条 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げて処理する。

(支給日)

第8条 役員退職慰労金は、退任後2月以内の日に一時金として支給する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会及び理事会の決議による。

2 前項の規定にかかわらず、定款第10条第2号及び第3号並びに第9号に規定する決議事項を除く軽微な改正は、理事会の決議による。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、役員退職慰労金に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年3月23日から施行する。